

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 不納付加算税賦課決定処分取消請求上告及び上告受理申立事件

国側当事者・国

平成22年12月17日棄却・不受理・確定

(第一審・大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年3月14日判決、本資料258-62号・順号10920)

(第二審・大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年10月15日判決、本資料258-192号・順号11050)

決 定

A株式会社破産管財人

上告人兼申立人 甲
同常置代理人弁護士 山下 良策
池口 毅
桐山 昌己
同訴訟代理人弁護士 水野 武夫
元氏 成保
被上告人兼相手方 国
同代表者法務大臣 仙谷 由人
同指定代理人 石川 裕一

上記当事者間の大阪高等裁判所平成●●年(〇〇)第●●号不納付加算税賦課決定処分取消請求事件について、同裁判所が平成20年10月15日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。
本件を上告審として受理しない。
上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成22年12月17日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 古田 佑紀

裁判官 竹内 行夫

裁判官 須藤 正彦

裁判官 千葉 勝美